

診療所に係る病床設置許可の指定都市への移譲について

指定都市市長会
神戸市

1 背景

(1) 提案の経緯

平成27年提案募集において、本件の提案を神戸市が検討していたが、指定都市市長会としても共同提案することとしたもの。

なお、関連する事務として、医療法施行令第3条の3による届出受理権限の移譲も提案する。

(2) 条例による事務処理特例の適用状況

全20市のうち

- ① 診療所の病床設置許可等権限について適用を受けている市・・・12市
- ② 医療法施行令第3条の3届出受理権限について適用を受けている市・・・9市

すでに半数以上の市で事務処理特例による権限移譲を受けている。

2 権限移譲を求める理由（支障事例等）について

(1) 現行の事務執行体制における支障や権限移譲による効果

- ・すでに指定都市が担っている診療所開設事務と、道府県が担っている診療所病床設置許可事務が権限移譲により一本化されることで、申請者にとって利便性が向上する。

（以下は、事務処理特例により移譲を受けた市の意見を基に記載）

- ・診療所の移転や継承を行う場合や、同一法人の診療所間で病床を移動する場合において、病床の移動状況をすみやかに確認でき、開設届や廃止届等と一元的に管理することができるため、短期間かつ効率的に事務処理を行うことができた。
- ・同一の診療所に関する、構造設備等の変更を含めた複数の事務を同時に進められることで、事務処理が効率化できた。

- ・ 診療所に関する事務が指定都市に一本化されることで、指定都市における地域の医療資源の状況把握が容易になる。

(2) 「特例診療所」に係る届出受理の判断

以下のいずれか（又はこの内のいくつか）の基準で判断している。

- ・ 道府県が定めた取扱要領に従い判断する。
- ・ 道府県と同一の基準を指定都市においても定め、これに従い判断する。
- ・ 新規での病床の設置許可申請に対しては、道府県医療審議会の議決を経ることを要件とする。
- ・ 個々の届出の受理の際においても、道府県との連絡調整を行う。

3 まとめ

診療所に係る所管窓口を指定都市に一本化することで、申請者にとっては利便性が向上し、所管する指定都市においても一層の施策目的達成を図ることができる。

また、すでに多くの指定都市において当該事務を円滑に遂行している。

以上

	指定都市 合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
<1>診療所の病床設置許可等について											
①各市域内の病院											
・施設数 (H27.4.1時点)	1,684	206	60	37	48	41	134	37	44	29	36
・病床数 (H27.4.1時点)	335,232	37,056	12,725	7,870	9,299	10,838	27,611	7,864	10,962	7,617	9,107
②各市域内の診療所											
・施設数 (H27.4.1時点)	41,223	2,585	1,488	1,562	1,238	1,723	5,059	776	1,153	896	1,045
うち一般診療所の施設数	24,573	1,349	893	889	683	970	2,985	416	657	543	653
うち歯科診療所の施設数	16,650	1,236	595	673	555	753	2,074	360	496	353	392
・病床数 (H27.4.1時点)	18,245	2,417	738	397	474	335	913	173	258	320	543
うち一般診療所の病床数	18,199	2,403	738	392	474	335	913	173	258	317	543
うち歯科診療所の病床数	46	14	0	5	0	0	0	0	0	3	0
③各市域内の診療所に係る各種許可件数 (一般診療所・歯科診療所双方に係る数)											
・病床設置許可件数 (H24年度)	34	4	2	1	1	2	2	0	0	0	3
・病床設置許可件数 (H25年度)	31	3	0	0	1	2	3	0	0	1	2
・病床設置許可件数 (H26年度)	21	6	0	0	0	0	1	0	0	2	0
・病床数の変更許可件数 (H24年度)	2	0	0	0	0	0	2 ※	0	0	1	1
・病床数の変更許可件数 (H25年度)	8	0	0	0	1	0	2 ※	0	0	0	3
・病床数の変更許可件数 (H26年度)	8	0	0	0	0	1	1 ※	0	0	1	0
・病床種別の変更許可件数 (H24年度)	5	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0
・病床種別の変更許可件数 (H25年度)	8	3	0	0	1	0	-	0	0	0	0
・病床種別の変更許可件数 (H26年度)	2	0	0	0	0	0	-	0	0	0	1
④事務処理特例の適用											
・診療所の病床設置許可等権限への事務処理特例の適用について	12	適用	適用されていない	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用されていない	適用
・事務処理特例の適用期日：平成〇年〇月		平成19年1月		平成14年4月	平成16年4月	平成19年4月	平成19年4月	平成19年4月		平成15年4月	平成15年4月
<2>医療法施行令第3条の3の届出受理権限について											
①各市の状況											
・市域内に対象となる診療所があるか。 (参照：医療法施行規則第1条の14第7項に定める「へき地」や「周産期医療」「小児医療」等)		有	有	有	有	有	有	有	無	有	有
・市域内における対象診療所の届出受理件数 (H24年度)	8	1	2	0	1	0	1	0	0	0	1
・市域内における対象診療所の届出受理件数 (H25年度)	10	1	0	0	2	1	2	0	0	0	1
・市域内における対象診療所の届出受理件数 (H26年度)	8	2	0	0	0	0	1	0	0	0	2
②事務処理特例の適用											
・当該権限への事務処理特例の適用について	9	適用	適用されていない	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用されていない	適用
・事務処理特例の適用期日：平成〇年〇月		平成19年3月		平成14年4月	平成16年4月	平成19年4月	平成19年4月	平成19年4月		平成20年6月	平成20年7月

※横浜市の「病床数の変更許可件数」は、「病床種別の変更許可件数」を含んだ数。

※札幌市<1>④は、医療法の改正により「療養病床の設置許可等」から「病床の設置許可等」へと変更になった時点を特例の適用期日としている。

	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
<1>診療所の病床設置許可等について										
①各市内の病院										
・施設数 (H27.4.1時点)	129	105	184	45	111	54	85	90	115	94
・病床数 (H27.4.1時点)	25,084	23,056	32,676	12,446	19,026	10,977	14,600	19,125	21,767	15,526
②各市内の診療所										
・施設数 (H27.4.1時点)	3,552	2,490	5,657	1,213	2,563	1,139	1,905	1,638	2,515	1,026
うち一般診療所の施設数	2,098	1,655	3,421	734	1,619	698	1,212	969	1,499	630
うち歯科診療所の施設数	1,454	835	2,236	479	944	441	693	669	1,016	396
・病床数 (H27.4.1時点)	1,365	483	773	219	699	1,059	1,496	1,550	2,036	1,997
うち一般診療所の病床数	1,365	481	771	219	699	1,055	1,496	1,545	2,031	1,991
うち歯科診療所の病床数	0	2	2	0	0	4	0	5	5	6
③各市内の診療所に係る各種許可件数 (一般診療所・歯科診療所双方に係る数)										
・病床設置許可件数 (H24年度)	0	0	0	0	4	1	3	2	7	2
・病床設置許可件数 (H25年度)	3	0	0	0	0	0	2	4	8	2
・病床設置許可件数 (H26年度)	2	0	0	1	1	0	0	1	2	5
・病床数の変更許可件数 (H24年度)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
・病床数の変更許可件数 (H25年度)	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1
・病床数の変更許可件数 (H26年度)	1	0	0	1	0	0	0	1	1	2
・病床種別の変更許可件数 (H24年度)	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0
・病床種別の変更許可件数 (H25年度)	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0
・病床種別の変更許可件数 (H26年度)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
④事務処理特例の適用										
・診療所の病床設置許可等権限への事務処理特例の適用について	適用されていない	適用されていない	適用	適用されていない	適用されていない	適用されていない	適用されていない	適用	適用	適用
・事務処理特例の適用期日：平成〇年〇月								平成19年1月	平成19年1月	平成13年4月
<2>医療法施行令第3条の3の届出受理権限について										
①各市の状況										
・市内に対象となる診療所があるか。 (参照：医療法施行規則第1条の14第7項に定める「へき地」や「周産期医療」「小児医療」等)	有	有	無	無	無	無	有	有	有	無
・市内における対象診療所の届出受理件数 (H24年度)	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
・市内における対象診療所の届出受理件数 (H25年度)	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0
・市内における対象診療所の届出受理件数 (H26年度)	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
②事務処理特例の適用										
・当該権限への事務処理特例の適用について	適用されていない	適用されていない	適用	適用されていない	適用されていない	適用されていない	適用されていない	適用されていない	適用されていない	適用されていない
・事務処理特例の適用期日：平成〇年〇月										